

事務連絡
令和7年3月25日

日本行政書士会連合会 ご担当者 殿

国土交通省 物流・自動車局自動車情報課
自動車登録管理企画室 OSS 企画班長

自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）における
添付書類登録システムの導入について

平素より、国土交通行政にご理解ご協力をいただき、まことにありがとうございます。

自動車保有関係手続きに係るワンストップサービス（以下「OSS」という。）では、申請を行う上で必要な添付書類（原本）を受付審査時に提出する必要があるところ、申請者は添付書類を提出するために運輸支局等に来訪し、その後、車検証交付時に再度運輸支局等に来訪する必要があり、申請者の負担となっていたところです。

このため、この点に関する貴会からのご要望も踏まえ、今般、OSS 申請の受付審査時において必要な添付書類の電子データによる事前登録を可能とし、当該添付書類の原本については車検証交付時に提出・照合することとした「添付書類登録システム」を一部地域において先行導入することといたしましたので、ご案内いたします。

貴会におかれましては、傘下会員行政書士及び行政書士法人に周知いただくとともに、ご利用を勧奨いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 運用開始日

令和7年4月1日(火)

2. 対象手続

新車新規登録、中古車新規登録、移転登録、変更登録

3. 導入する運輸支局等

東京運輸支局、愛知運輸支局、大阪運輸支局、兵庫陸運部

※自動車検査登録事務所の管轄区域は除く

4. 対象書類

譲渡証明書、印鑑登録証明書、委任状、住民票、自動車保管場所証明書、
登録識別情報等通知書

5. 申請方法

以下のいずれかの方法で添付書類の電子データをご提出ください。

- ・ OSS 添付書類オンライン提出サイト^{注1注2}
- ・ 車検証閲覧アプリ^{注1}
- ・ 一括利用者システム^{注3}

注1：OSS ポータルサイトから OSS 申請後にアクセスする必要があります。

注2：詳細は別紙のマニュアルをご参考ください。

注3：具体的な提出方法は、利用される一括利用者システムベンダーにお問い合わせください。

6. 留意事項

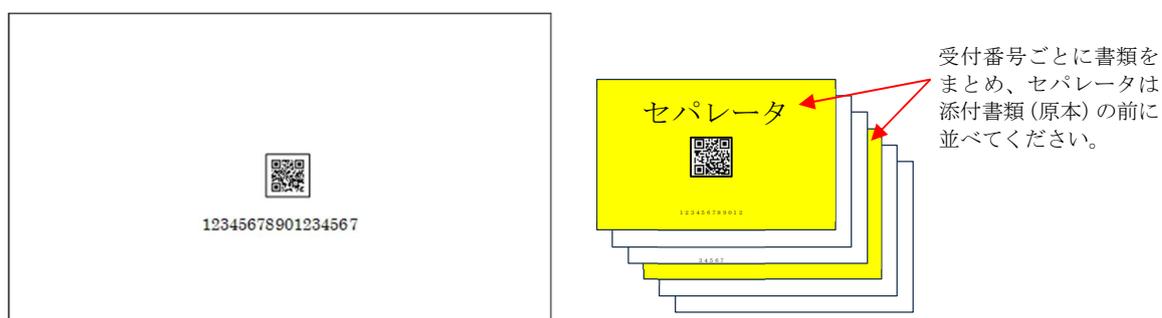
- ・ 一括利用者システムで申請される場合には、受付番号ごとに添付書類（原本）を区切ることを目的とした、「セパレータ」という用紙を挿入した状態で窓口を持ち込んでください。

※ご利用の一括利用者システムにおける本システムの対応可否は一括利用者システムにより異なります。なお「添付書類登録システム」に対応していた場合でも、「セパレータ」機能の導入状況は一括利用者システムにより異なります。

※「セパレータ」が無い場合においても、電子で事前に登録された添付書類との同一性の確認はできますが、複数件の申請かつ「セパレータ」が無い場合においては、同一性の確認に時間を要する場合がございます。

【参考】セパレータイメージ

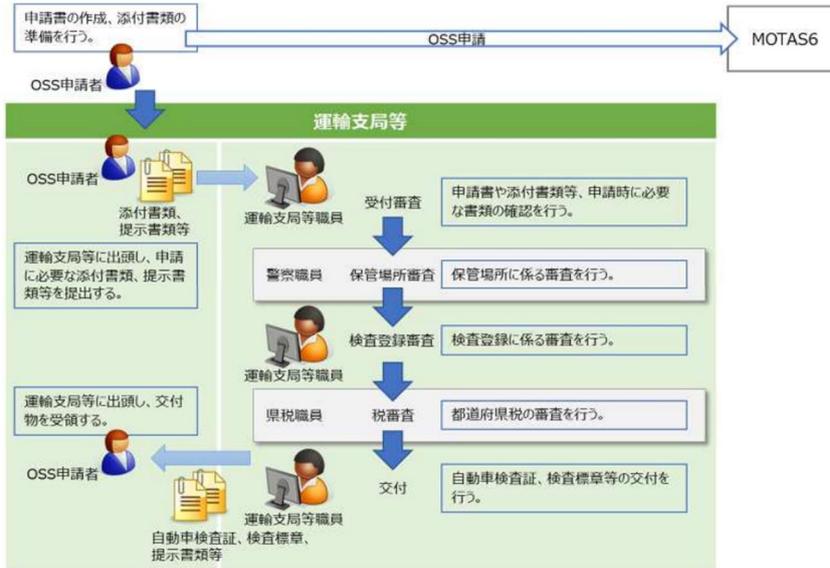
- ・ 二次元コードの下に受付番号が印字されています。
- ・ 一括利用者システムにより、二次元コード、受付番号以外の情報が印字されることがございます。
- ・ セパレータを用いた書類の提出順は下図を参考としてください。



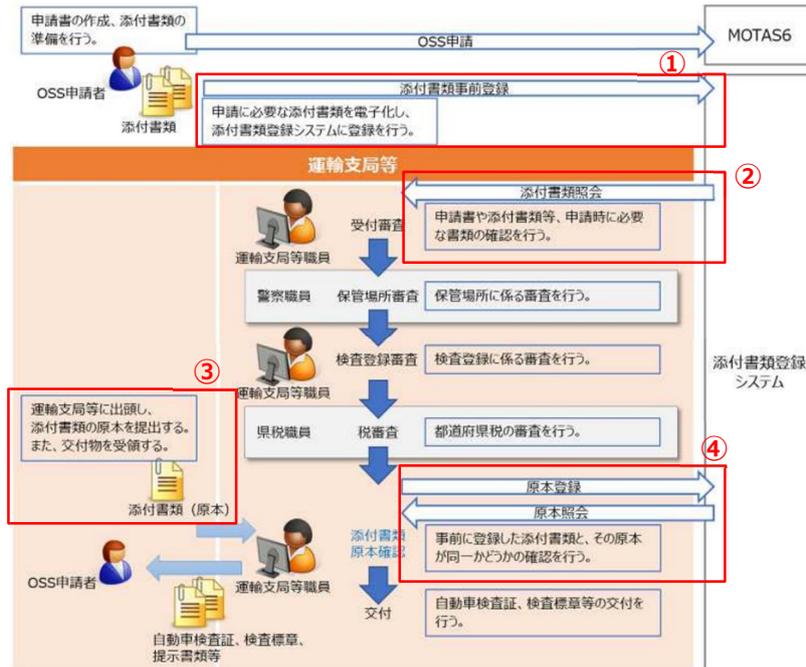
- ・ 添付書類登録サービスと記録等事務代行サービスとの併用はサービス対象外となります。

【参考】添付書類登録システムを利用した OSS 申請の流れ（現状と今後）

○申請の流れ（現状）



○申請の流れ（今後）



<変更点>

- ① 申請者はこれまで添付書類を窓口まで持参していたが、今後は添付書類の事前登録が可能となる
- ② 職員は受付審査をこれまで紙の添付書類により行っていたが、今後は電子化された添付書類による審査が可能となる
- ③ 添付書類登録システムの利用者は、交付時に、登録済添付書類の原本を提出する
- ④ 職員は、登録済添付書類とその原本の同一性を確認・照合した上で交付する